うるま市高齢者福祉サービスのご案内
（介護保険サービス以外のサービス）

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
（※利用条件がありますので、詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでお問い合わせください）

1 高齢者紙おむつ支給事業
（紙おむつ等を使用する高齢者に対し紙おむつ等を支給するサービス）　◆担当窓口　介護長寿課　☎973-3208

紙おむつを利用している寝たきり高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。

《支 給 額》**月額　最大8,500円**

《支給条件》①要介護認定で要介護4～5（相当含む）と認定された65歳以上の高齢者
②その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が住民税非課税世帯
（※生活保護世帯は対象外）
③介護保険施設に入所していない方
④申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月分からとする。

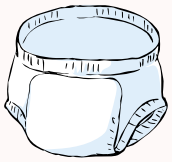

2 在宅介護者手当支給事業
（高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス）　◆担当窓口　介護長寿課　☎973-3208

65歳以上の高齢者を介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。

《支 給 額》**月額　5,000円**

《支給条件》①要介護認定で要介護3～5（相当含む）の認定を受けた65歳以上の高齢者を同居介護している方
②高齢者と家族全員に介護保険料の未納がないこと
③生活保護をうけていない方

3 ふれあいコール事業
（1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス）　◆担当窓口　介護長寿課　☎973-3208

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》65歳以上の1人暮らしの高齢者

4 日常生活用具給付・貸与事業
（日常生活を安心して暮らすために、電磁調理器（IH）や火災警報器等を支給するサービス）
◆担当窓口　介護長寿課　☎973-3208

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が自宅で安心して生活できるよう、電磁調理器・住宅用防災警報器・消火器を支給します。

《利用条件》①65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
②慢性疾患、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な在宅高齢者
③住民税非課税世帯

5 緊急通報システム事業
（利用者の緊急時対応のため関係機関への通報サービス）　◆担当窓口　介護長寿課　☎973-3208

利用者が緊急時に専用の通報機器を使い、消防等へ通報するサービスを提供します。

《利用条件》①在宅で1人暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者
②65歳以上の高齢者のみの世帯で、どちらか虚弱な場合
③1人暮らしの重度身体障がい者で、原則として所得税非課税世帯に属する者